

神戸市立

ひよどり ごえ がっ そう ぼ  
**鵜越合葬墓**

**2025年度 申込みのご案内**

合葬施設：募集期間 **通年募集**

個別安置施設：募集期間 2025年**5月19日**(月)から**6月16日**(月)



## 1 募集施設の概要

### A 合葬施設（受入体数上限なし ※抽選は行いません）

焼骨を骨袋へ納めて共同で埋蔵します。

※埋蔵した後は焼骨を返還することができません。また、他の墓地に焼骨を改葬することもできません。

### B 個別安置施設（50体受入予定）

焼骨を骨つぼ等のまま個別に10年間安置します。個別安置期間を経過後は、合葬施設へ埋蔵します。

なお、さらに10年間（許可をした日から最大20年間）延長することが可能です。

※収蔵できる骨つぼ等の大きさ

たて200mm×よこ200mm×高さ210mm（骨つぼ6寸程度）以内

### ※ 記名板（A、Bの使用者のうち希望者のみ）

記名板の使用は、A、Bの使用者のうち希望される方のみとなります。石のプレート（大きさ：たて45mm×よこ120mm）に「氏名、生年月日（西暦）、死亡年月日（西暦）」を刻字します。

※遺骨の埋蔵・収蔵後の申込みも可能です。

※5ページ「9 注意事項（5）記名板」もご参照ください。

【記名板イメージ】



【記名板台座】



【個別安置施設】



※「A 合葬施設」、「B 個別安置施設」のいずれも立ち入りできません。

参拝は、献花台を設置していますので、こちらでお参りしてください。

※ろうそく、線香等の火気類は使用できません。

## 2 使用許可・納骨までの流れ (予定)

### B 個別安置施設のみ 5月19日(月)から6月16日(月)まで

申 込 書 受 付



抽 選 会



抽 選 結 果 の 通 知



受付期間中にインターネットから申込み、または鶴越合葬墓使用申込書を郵送してください。

申込者数が募集数を超えた場合、抽選を行う予定です。  
6月上旬に抽選番号をお知らせし、6月下旬に実施します。立会いは不要です。

応募者全員に「抽選結果通知書」(当選・落選)を郵送します。  
なお、当選者には「書類審査のご案内」を郵送いたします。

### ここから A 合葬施設 (通年)

### B 個別安置施設 (6月下旬から) 共通

墓園施設使用許可  
申請書の提出

約3週間～  
8週間程度



使 用 料 の 納 付

約3週間程度



使 用 許 可



納 骨 日 の 予 約



納 骨

申込資格等の確認のため、住民票・印鑑登録証明書等の提出をお願いします。(詳細は、「神戸市立墓園」のホームページをご覧ください。)

※市立墓園を返還(墓じまい)される方は、墓地返還の手続きも同時にしてください。また、返還手続き(撤去工事を含む)は2026年3月末までに完了してください。

書類審査後、使用料の納付書を郵送いたしますので、お手元に届きましたら、納入期限までに金融機関で納付してください。

※市立墓園を返還(墓じまい)される方で、年間使用料を口座振替で納付されている場合、納付書は9月上旬の振替完了後に郵送いたします。

使用料の納付が確認できましたら「墓園施設使用許可書(合葬式墓地用)」及び「納骨手続きのご案内」を郵送します。

### 使用許可日以降

埋蔵又は収蔵に必要な書類の準備が出来ましたら、実際に納骨される日を電話で予約してください。(連絡先・予約可能日時は「納骨手続きのご案内」に記載します。)

予約された日時に遺骨(焼骨)と「墓園施設使用許可書(合葬式墓地用)」等必要書類をご持参ください。

### 3 申込要件

次の要件のいずれかを満たす必要があります。

- ① 申請日までの直近6ヶ月以上引き続いて神戸市に住民登録をしており、現在、埋蔵又は収蔵しようとする焼骨を所持されている方
- ※② 生前に市民であった方の焼骨を所持されている方
- ※③ 市立墓園（条例墓地を含む。）の墓地又は納骨堂に埋葬<sup>（注）</sup>、埋蔵又は収蔵している焼骨等を改葬しようとする方（使用者の死亡等により使用者に代わって改葬をしようとする方を含む。）  
（注）土葬されているご遺骨を納骨する場合は事前に火葬する必要があります。
- ④ **【生前申込】** 申請日までの直近6ヶ月以上引き続いて神戸市に住民登録しており、かつ申請日の時点で満65歳以上の方で、自己の死後に焼骨を埋蔵することを希望される方 **【生前申込は合葬施設のみ可】**

※②、③については、市外の方でも申込みできます。

### 4 A 合葬施設・申請方法

#### 募集期間：通年募集

合葬施設は、使用許可申請手続から始めます。「書類審査のご案内」を参照し、申請書類を印刷して必要事項を記入し、住民票・印鑑登録証明書等を添付してください。市立墓園を返還（墓じまい）される方は、返還書類一式も用意してください。

（なお「書類審査のご案内」および申請書類の様式は、「神戸市立墓園」のホームページに掲載しています。）  
書類一式および添付資料は、

〒652-0071 神戸市北区山田町下谷上字中一里山12-1  
神戸市墓園管理センター 合葬墓 合葬施設申請 宛

まで郵送してください。

- ※1 同じ世帯で夫婦等複数の申請をされる場合は、1つの封筒に入れて送付してください。
- ※2 記名板については、申請書類にて希望者のみ申込みしていただきます。
- ※3 同一の遺骨で2ヵ所（合葬施設と個別安置施設両方）の申込みはできません。

### 5 B 個別安置施設・申込み方法

個別安置施設をご希望の方は、まず申込みをしていただき、当選者のみ使用許可申請手続を行います。

**募集期間：2025年5月19日(月)から6月16日(月) まで。**

※郵送の場合は6月16日(月)必着

#### ①インターネット申込

「e-KOBE（神戸市スマート申請システム）」のページから申込みください。  
（検索の際は、「e-KOBE」を入力してください）

#### ②郵便申込

「個別安置施設申込用」申請書類に必要事項を記入し、

〒652-0071 神戸市北区山田町下谷上字中一里山12-1  
神戸市墓園管理センター 合葬墓 個別安置施設申込み 宛

まで郵送してください。

- ※1 記名板については、当選者に送付する「書類審査のご案内」に同封する申請書類にて、希望者のみ申込みしていただきます。
- ※2 同一の遺骨で2ヵ所（合葬施設と個別安置施設両方）の申込みはできません。

## 6 使用料

- (1) 合葬施設を使用する場合 1体あたり 50,000円

※合葬施設を使用する場合で、申込者が下記のいずれかに該当する場合は、申請に基づき2分の1に相当する額を減額します。

- ① 生活保護受給者の方
- ② 市立墓園（条例墓地を含む。）の墓地及び納骨堂を返還（墓じまい）するため、同墓地又は納骨堂に埋蔵又は収蔵されている遺骨を改葬しようとする方
  - ※ 埋蔵・収蔵されている遺骨（焼骨）に限ります。
  - ※ 墓地等の返還手続き（撤去工事を含む）は、2026年3月末までに完了してください。

- (2) 個別安置施設を使用する場合 1体あたり 100,000円

なお、当初の個別安置期間経過後、更に10年間延長する場合は50,000円

- (3) 記名板を希望する場合 1体あたり 30,000円（遺骨の埋蔵・収蔵後の申込みも可能です）

## 7 使用料の還付について

納められた使用料については、神戸市立墓園条例及び同条例施行規則に規定している場合を除き、還付することはできません。

## 8 よくあるご質問

| 質 問 |                       | 回 答                              |                                |
|-----|-----------------------|----------------------------------|--------------------------------|
|     |                       | 合葬施設                             | 個別安置施設                         |
| 申込み | 土葬の遺骨も申込みできますか？       | できます。ただし、納骨までに申込者の費用で火葬を行ってください。 |                                |
|     | 分骨での申込みはできますか？        | できます。                            | できません。                         |
|     | 生前での申込みはできますか？        | できます。                            | <u>できません。</u>                  |
|     | 代理者の名前で申込みできますか？      | できません。                           |                                |
| 参拝  | お参りはできますか？            | <u>モニュメント前の献花台でのみ</u> お参りができます。  |                                |
|     | 慰霊祭等がありますか？           | ありません。                           |                                |
| 納骨  | 遺骨をどのようにして持参すればいいですか？ | 骨袋又は骨つぼに入れて持参してください。             | 6寸以内の骨つぼ等保管に適したものに入れて持参してください。 |
|     | 納骨の立会いはできますか？         | できません。（受付で遺骨をお預かり後、係員が納骨します）     |                                |
|     | 遺骨の返還はできますか？          | できません。                           | 個別安置施設の許可期間内であれば、返還できます。       |



## 9 注意事項

### (1) 参拝

- ・合葬施設、個別安置施設への立ち入りはできません。
- ・参拝は献花台を設けていますので、そちらでお参りください。
- ・ろうそく、線香等の火気類は使用できません。
- ・供物等は持ち帰ってください。
- ・神戸市では慰霊祭等の祭事は行いません。又、集団での祭事はできません。

### (2) 合葬施設

- ・合葬施設へ納骨された遺骨は返還できません。

### (3) 個別安置施設

- ・個別安置施設の保管場所の位置は指定できません。
- ・個別安置施設へ納骨された後、改葬を希望された場合は、その後再び納骨することはできません。(再使用はできません)
- ・使用許可日から10年(延長した場合は20年)を経過した後は、申請者等に通知することなく合葬施設へ埋蔵となります。

### (4) 生前申込の方

- ・合葬施設のための申込みとなります。(個別安置施設には申込みできません)
- ・自己の死後に埋蔵することを希望される方です。個人ごとに申込みしてください。
- ・生前申込の方は、自己の死後に施設を利用することとなるので、自己の責任において親族等に対応をお願いしてください。

### (5) 記名板

- ・記名板の申込みは、使用許可申請手順の段階でお受けします。
- ・記名板は、原則として納骨された後に順番に設置します。
- ・2名以上の記名板を並べて設置することを希望する場合は、それらの方々の記名板を同時にお申し込みください。最後に亡くなられた方々の納骨時に全員分の記名板を並べて設置いたします。
  - ① 納骨を先にして頂き、後日記名板を申込むことも可能です。
  - ② 生前設置を希望される場合、いったん氏名(及び生年月日)を彫った状態で設置しておき、実際の納骨時に筆入れする(白字に塗る)ことは可能です。(この場合は、納骨後においても死亡年月日を刻字することはできません。)
- ・氏名を特定できない方の記名板は設置できません。

### (6) 納骨

- ・遺骨は、以下の骨つぼ等に入れてご持参ください。
  - ① 合葬施設は、骨袋又は骨つぼ
  - ② 個別安置施設は、所定の大きさ(6寸(たて200mm×よこ200mm×高さ210mm))以下の骨つぼ等保管に適したもの
- ・納骨の期限は特に設けていませんが、納骨に際しては使用許可書が必要となりますので紛失しないようにしてください。
- ・納骨に際しての立会いはできません。(受付後、係員にて納骨いたします。)

### (7) 分骨の埋蔵又は収蔵について

- ・分骨については、合葬施設へ埋蔵することはできますが、個別安置施設への収蔵はできません。

## 10 その他の墓地の募集について

(1) 一般墓地（区画指定・再貸付）〔抽選後先着順〕

- ・一般的な区画をもつお墓の募集です。今年度より新規区画の募集は無く、再貸付区画のみの募集です。

募集時期：2025年 夏頃

(2) 期限付墓地

- ・2025年度から、使用期間15年で期間経過後は鴨越合葬墓へ改葬を行う「期限付墓地」の募集を開始する予定です。

募集時期：2025年 夏頃

(3) 樹林葬墓地

- ・2025年度から、自然回帰志向に対応した山林そのものを墓標とする「樹林葬墓地」の募集を開始する予定です。

募集時期：2026年 3月頃

詳しくは、神戸市ホームページでご確認ください。

神戸市立墓園（墓園管理センター）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a60186/kurashi/memorial/cemetery/index.html>



新しいお墓のかたち

<https://www.city.kobe.lg.jp/a60186/newgrave.html>





※墓参バス「⑰鵜越合葬墓」下車すぐ

## お問い合わせ先

神戸市健康局斎園管理課

墓園管理センター(鵜越墓園管理事務所内)

〒652-0071

神戸市北区山田町下谷上字中一里山12番1号

電 話 078-621-5667

Eメール boen@city.kobe.lg.jp